

## 令和6年度 泉南市自主防災組織連絡協議会総会 次第

(日時) 令和6年4月11日(木) 午前10時

(場所) 樽井防災コミュニティセンター 多目的室

### 1. 開会

### 2. 令和6年度役員選出(案)

### 3. 令和6年度事業計画(案)

### 4. 事務局からの情報提供

- ・防災アプリ運用開始のお知らせ
- ・各自主防災組織防災訓練時の保険
- ・Jアラート全国一斉情報伝達訓練

### 5. その他(情報交換等)

#### <配布資料>

- ・別紙1 令和6年度泉南市自主防災組織連絡協議会名簿
- ・別紙2 令和6年度泉南市自主防災組織連絡協議会 役員選出(案)
- ・別紙3 令和6年度泉南市自主防災組織連絡協議会 事業計画(案)
- ・別紙4 泉南市防災アプリ チラシ
- ・別紙5 防火防災訓練災害補償等共済制度のご案内
- ・別紙6 防災訓練実施計画書
- ・別紙7 全国瞬時警報システム(Jアラート)の試験放送の実施について
- ・別紙8 泉南市自主防災組織連絡協議会 第3回会議議事概要

## 別紙1

## 令和6年度 泉南市自主防災組織連絡協議会名簿

|    | 自主防災組織名称           | 結成年月日       | 代表者    | 備考  |
|----|--------------------|-------------|--------|-----|
| 1  | 下村区防災会             | 平成11年1月23日  | 辻 孫治   |     |
| 2  | 信達大苗代区防災会          | 平成12年11月1日  | 柿花 英世  |     |
| 3  | 新家中村区防災会           | 平成13年12月23日 | 奥田 敏彦  |     |
| 4  | 新家東区サングリーン分区自治会防災会 | 平成15年9月1日   | 齋藤 政治  |     |
| 5  | 幡代区防災会             | 平成16年4月1日   | 向井 明彦  |     |
| 6  | 八幡山区防災会            | 平成16年4月1日   | 中上 満   |     |
| 7  | 男里区防災会             | 平成16年6月20日  | 谷 廣司   |     |
| 8  | 砂川区防災会             | 平成17年10月2日  | 添田 啓介  |     |
| 9  | ルナりんくう自主防災委員会      | 平成18年6月17日  | 木本 良平  |     |
| 10 | 踊山区楠台分区自治会防災会      | 平成19年8月30日  | 高砂 善男  |     |
| 11 | 男里浜区防災会            | 平成21年4月1日   | 和田 公明  |     |
| 12 | 新家東区いずみ台分区防災会      | 平成21年9月1日   | 森 聖和   | 副会長 |
| 13 | 鳴滝区防災会             | 平成25年4月1日   | 上中 喜美夫 | 幹事  |
| 14 | 新家上村区防災会           | 平成25年9月1日   | 田中 秀和  |     |
| 15 | 樽井区自主防災会           | 平成26年1月21日  | 与野 清治  |     |
| 16 | 岡田区自主防災会           | 平成26年4月1日   | 新家 進   |     |
| 17 | 陸区防災会              | 平成27年1月23日  | 荒子 正   |     |
| 18 | サンハイツ和泉砂川自主防災会     | 平成27年3月1日   | 柳川 昌生  |     |
| 19 | 北野区自主防災会           | 平成28年2月2日   | 上林 茂   |     |
| 20 | 中小路区自主防災会          | 平成29年1月3日   | 角辻 正可  |     |
| 21 | 東和苑防災委員会           | 平成29年3月26日  | 今村 聖司  |     |
| 22 | 兎田区自主防災会           | 平成30年1月2日   | 南 茂    |     |
| 23 | 市場区防災会             | 令和5年9月1日    | 湊 裕明   |     |
| 24 | ジュネス楠台防災会          | 令和6年4月1日    | 山内 人志  |     |

## 【事務局】

泉南市行政経営部 部長 川端 豊  
 次長 大原 崇  
 危機管理課 課長 小原 成裕 課長代理兼係長 奥野 繁 主任 塩谷 周平  
 係員 横谷 勇人、城野 百香 消防団担当 大場 健七郎

## 令和6年度 泉南市自主防災組織連絡協議会 役員選出（案）

| 役員  | 氏 名    | 組織名           |
|-----|--------|---------------|
| 会 長 | —      | —             |
| 副会長 | 森 聖和   | 新家東区いずみ台分区防災会 |
|     | 清水 明彦  | 男里浜区防災会       |
| 幹 事 | 上中 喜美夫 | 鳴滝区防災会        |

## 令和6年度 泉南市自主防災組織連絡協議会 事業計画（案）

### ① 総会・会議

（総会） 4月11日（第2木曜日）

（会議） 7月11日（第2木曜日）

10月10日（第2木曜日）

1月16日（第3木曜日）

### ②防災・減災活動

- 協議会主催の防災研修、防災訓練（時期未定）
- 自主防災組織リーダー育成研修（11月頃）
- 泉南市・イオングループ合同防災訓練（10～11月予定）
- 泉南市防災フェア（時期未定）

／防災無線の内容がお知らせされる／  
**泉南市防災アプリ**  
令和6年4月より運用開始しました。

・**防災無線の内容が  
プッシュ通知**

- ・防災無線が聞き取りづらい、防災無線の内容をもう一度確認したい。そんな市民の皆様の声を受け、防災無線の内容がプッシュ通知でお知らせされる防災アプリを導入しました。

・**普段からご活用ください**

- ・防災マップや指定避難所などの資料を確認することができます。
- ・**避難情報発令時は視覚的にお知らせ**
- ・避難情報を発令した際は、緊急モードに切り替え、視覚的にもお知らせ

**配信情報**

防災情報

避難情報、国民保護情報、防災無線放送内容、訓練情報等

**配信コンテンツ**

防災マップ、防災情報（避難所情報、防災情報等）、気象・ライフライン（気象情報、停電情報、鉄道、交通情報等）



問合せ  
泉南市行政経営部危機管理課  
072-479-3601

# アプリのインストール

1

下記のQRコードを読み取るか、  
Google PlayやApp Storeで  
「ライフビジョン」と検索してください。

Android



iPhone



2

アプリをインストール（入手）してく  
ださい。

Androidの  
GooglePlay画面



iPhoneの  
AppStore画面



※インストールするには、Appleまたは  
Googleアカウントの登録が必要で  
す。

※インストールは無料です。本アプリ  
のインストールおよびご利用には別途  
通信料がかかり、利用者様のご負担  
となります。

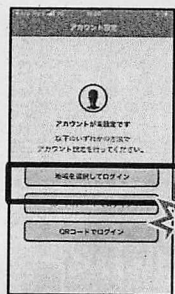
3

インストール完了後、スマートフォンのホーム画面に  
右記のアイコンが表示されます。

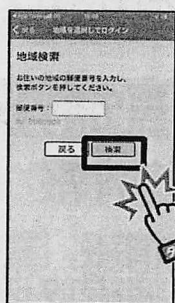
アイコンをタップして、アプリを起動してください。



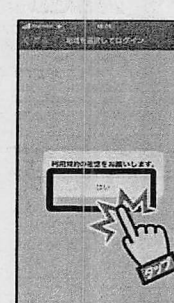
【地域を選択して ログイン】を押す      お住まいの郵便番号を      地域名を確認して      情報を受信したい地域を      【はい】を押す  
入力し【検索】      【次へ】      選択して【決定】



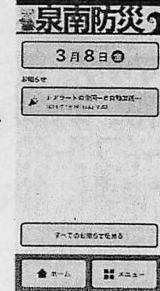
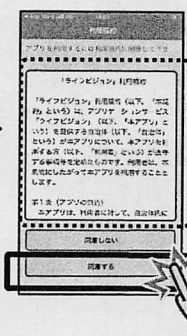
利用規約を確認して  
【同意する】



ホーム画面が  
表示されます



※選択できるボタンは1つのみです



防火防災訓練の際における事故に備えて 一人年間1円

# 防火防災訓練災害補償等 共済制度のご案内

## 1 防火防災訓練の必要性

火災、地震等による被害を最小限に食い止めるためには、国、都道府県及び市町村が一体となって防災対策を推進するとともに、地域住民の一人ひとりが、防災活動に対して積極的に参加、協力して地域ぐるみで防災対策に当たることが大切です。

特に、大規模な災害が発生した場合には、消防機関等による災害活動と相まって、住民の自主的な防災活動、すなわち、住民自ら初期消火、救出、救護、避難等の活動を行わなければなりません。

このような防災活動が効果的に行われるためには、地域ごとに、日ごろから防災知識の普及活動や、災害を想定した防災訓練を積み重ねておくことが必要です。



## 2 制度の目的

市区町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が防火防災訓練の際における事故に対して損害賠償及び災害補償を行う場合には、一時的に多額の財政負担が生じることになります。

この制度は、このような一時的な財政負担を全国的な共済制度によって合理的に危険分散することにより、市町村等の財政負担を軽減し、積極的に防火防災訓練を実施していただき、多くの住民に参加してもらえることを目的に創設されました。

## 3 てん補の対象となる訓練

この制度のてん補の対象となる訓練は、加入市町村等が、防火防災訓練で発生した不慮の事故による被害者（以下「補償等対象者」という。）に対し責任を持って補償する訓練で、次に掲げるものです。

- (1) 市町村等及び消防機関が主催した防火防災訓練で、地域内の住民を対象としたもの。
- (2) 地域内の自主防災組織（婦人防火クラブ、幼少年消防クラブ等を含む。）が主催する防火防災訓練で、事前に市町村等又は消防機関へ訓練計画書を届出して市町村等又は消防機関が認めたもの。
- (3) 地域内の町内会や婦人会、青年団等が主催する防火防災訓練で、事前に市町村等又は消防機関へ訓練計画書を届出して市町村等又は消防機関が認めたもの。

※ 国民保護法で定める訓練についても、上記に該当する場合にはてん補の対象となります。

## 4

## てん補の種類

## 1

## 損害賠償に対するてん補

市町村等が法律上の損害賠償責任に基づき損害賠償を行う場合には、次のてん補金を支払います。

## ① 損害賠償死亡一時金

補償等対象者が事故によって死亡した場合は、市町村等が負う法律上の損害賠償責任額（当該事故につき自動車損害賠償保障保険金が支払われるべき場合は、その支払われるべき保険金額を控除した残額）を一人当たり5,000万円を限度としててん補します。

## ② 損害賠償傷害一時金

補償等対象者が事故によって傷害を受け、それにより約款別表第1に定める障害が生じた場合は、市町村等が負う法律上の損害賠償責任額（当該事故につき自動車損害賠償保障保険金が支払われるべき場合は、その支払われるべき保険金額を控除した残額）を一人当たり障害の程度により次表の金額を限度としててん補します。

| 等級  | てん補金額      | 等級    | てん補金額      |
|-----|------------|-------|------------|
| 1・2 | 5,000万円を限度 | 9・10  | 1,500万円を限度 |
| 3・4 | 4,000万円を限度 | 11・12 | 1,000万円を限度 |
| 5・6 | 3,000万円を限度 | 13・14 | 500万円を限度   |
| 7・8 | 2,000万円を限度 |       |            |

## 2

## 災害補償に対するてん補

市町村等が法律上の損害賠償責任に基づかず補償を行う場合には、次のてん補金を支払います。

## ① 災害補償死亡一時金

補償等対象者が事故によって傷害を受け、それにより事故の日から180日以内に死亡し、市町村等が補償を行うときは、一人当たり700万円を限度としててん補します。

## ② 災害補償後遺障害一時金

補償等対象者が事故によって傷害を受け、それにより治ゆ後180日以内で、かつ、事故後1年6か月以内において、約款別表第2に定める程度の後遺障害が生じ、市町村等が補償を行うときは、その後遺障害の等級に応じた次表の金額を限度としててん補します。

| 等級  | てん補金額    | 等級    | てん補金額    |
|-----|----------|-------|----------|
| 1・2 | 700万円を限度 | 9・10  | 200万円を限度 |
| 3・4 | 550万円を限度 | 11・12 | 130万円を限度 |
| 5・6 | 400万円を限度 | 13・14 | 70万円を限度  |
| 7・8 | 300万円を限度 |       |          |

### ③ 入院療養補償

補償等対象者が事故によって傷害を受け、それにより医師の治療を受けるため、病院等に入院し、市町村等が補償を行うときは、3,500円に入院日数（その日数が90日を超えるときは90日）を乗じて得た金額を限度としててん補します。

### ④ 通院療養補償

補償等対象者が事故によって傷害を受け、それにより医師の治療を受けるため、病院等に1週間以上通院し、市町村等が補償を行うときは、事故発生の日から起算して90日以内の通院について、2,500円に実通院日数を乗じて得た金額を限度としててん補します。

ただし、入院療養補償と通院療養補償の両方をてん補する必要があるときは、入院療養補償の最高限度額をもって限度とします。

### ⑤ 休業補償

補償等対象者が事故によって傷害を受け、それにより就業できず、市町村等が補償を行うときは、3,000円に休業日数（その日数が90日を超えるときは90日）を乗じて得た金額を限度としててん補します。

## 5 掛金の算定

掛金の額は、原則として、人口一人につき年間1円で、災害補償のみに加入する場合や、年度途中から加入する場合の算定は、次のとおりです。

### 1 4月1日の加入のとき

#### ① 損害賠償と災害補償に加入

$1円 \times \text{最新の国勢調査人口} = \text{掛金額（千円未満切捨て）}$

**5千人未満のときは5,000円**

#### ② 災害補償のみに加入

$0.8円 \times \text{最新の国勢調査人口} = \text{掛金額（千円未満切捨て）}$

**5千人未満のときは4,000円**



### 2 年度途中の加入のとき

#### ① 損害賠償と災害補償に加入

$1円 \times \text{最新の国勢調査人口} \times \text{加入月数} \div 12 = \text{掛金額（百円未満切捨て）}$

**5千人未満のときは5,000円**

#### ② 災害補償のみに加入

$0.8円 \times \text{最新の国勢調査人口} \times \text{加入月数} \div 12 = \text{掛金額（百円未満切捨て）}$

**5千人未満のときは4,000円**

(注)年度途中から加入する場合の「加入月数」は、契約の締結及び掛金の入金を終えた日の属する月の翌月1日から3月31日までの間の月数です。

## 6 契約の更新手続き

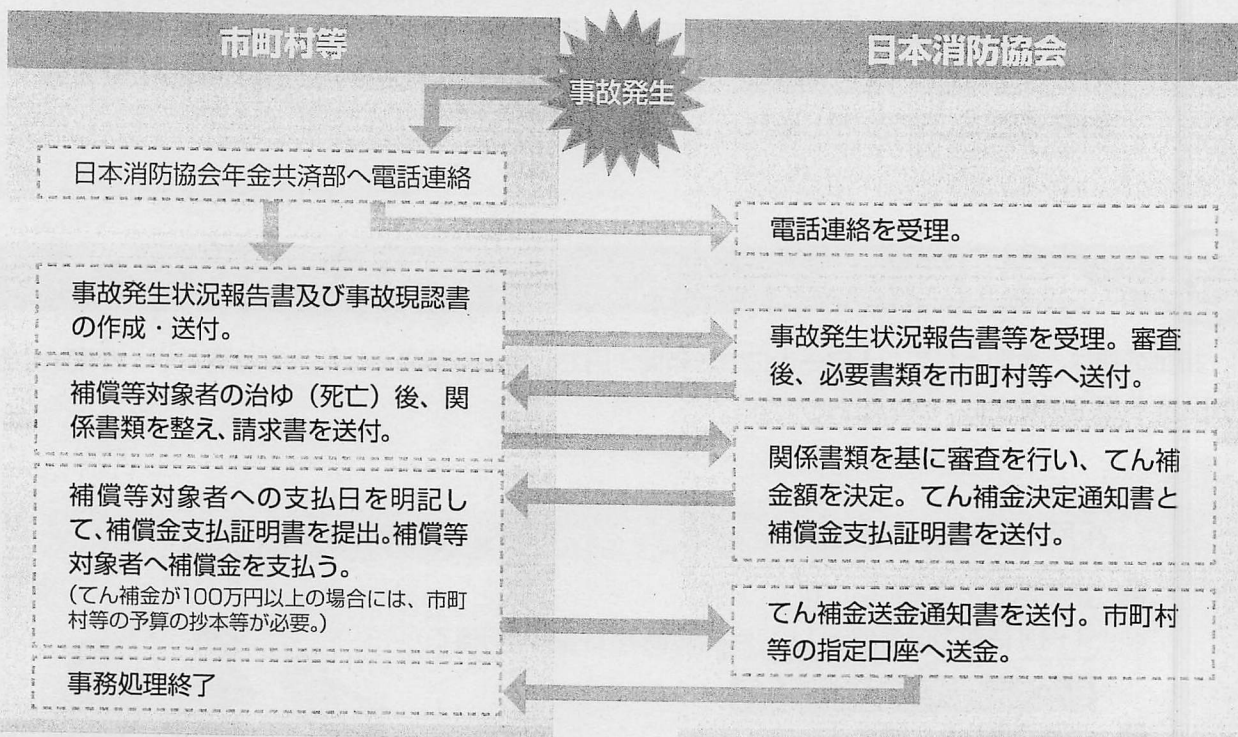
契約期間満了の3か月前までに「契約の更新をしない」旨の意思表示をしないときは、この契約は、次の4月1日からさらに1年間延長されますので、契約の更新手続きは、必要ありません。

ただし、国勢調査の実施や市町村合併などにより、最新の国勢調査人口に基づき算定した前記5の掛金の額が、これまでの掛金の額と異なるときは、契約の更新手続きが必要になります。



## 7 事故発生からの事務処理の流れ

てん補金の請求の一般的な事務処理の流れは次のとおりです。



なお、この流れは一般的なもので、事故によっては流れが変わる場合がありますのでご了承ください。

## 8 お問い合わせ先

この制度についてのお問い合わせや、事故が発生した場合には次までご連絡ください。また、契約約款、事務取扱要領、質疑応答集、届出各様式等については、当協会のホームページから閲覧及びダウンロードができます。

公益財団法人 日本消防協会 年金共済部(防火防災共済担当)

〒105-0021 東京都港区東新橋一丁目1番19号 ヤクルト本社ビル内

電話：03-6263-9758 FAX：03-6263-9863 URL：<https://www.nissho.or.jp/>

年 月 日

泉南市長 様

組織名  
代表者氏名

代表者住所

電話番号

|                   |                                                                                                                                                                                                                   |      |   |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---|
| 訓練日時              | 年 月 日 時 分 ~ 時 分                                                                                                                                                                                                   |      |   |
| 組 織 名             |                                                                                                                                                                                                                   |      |   |
| 担 当 者 名<br>緊急時連絡先 |                                                                                                                                                                                                                   | 参加人数 | 人 |
| 訓 練 場 所           |                                                                                                                                                                                                                   |      |   |
| 訓 練 内 容           | <input type="checkbox"/> 総 合 <input type="checkbox"/> 避 難 <input type="checkbox"/> 救 助<br><input type="checkbox"/> 情報伝達 <input type="checkbox"/> 図 上 <input type="checkbox"/> 炊き出し<br>その他(                      ) |      |   |
| 備 考               |                                                                                                                                                                                                                   |      |   |

|         |         |
|---------|---------|
| ※ 受 付 欄 | ※ 経 過 欄 |
|         |         |

※の欄には、記入しないこと

各組織作成の訓練要領、計画書等があれば添付してください

## 全国瞬時警報システム（Ｊアラート）の試験放送の実施について

全国瞬時警報システム（以下「Ｊアラート」という。）による情報伝達については、万が一の対応に万全を期すため、消防庁による全国一斉情報伝達訓練（以下、「一斉訓練」という。）を毎年実施しています。

このたび、Ｊアラートによる情報伝達における不具合解消を一層進めるため、昨年度に引き続き、下記のとおり一斉訓練が年４回実施されます。

一斉訓練実施に伴い、市内に設置しています防災用広報システム（防災スピーカー）から、一斉に試験放送が流れます。特に訓練行動をとっていただく必要はありませんが、市民の皆様への情報伝達について万全を期するための試験放送となりますので、引き続きご理解のほどよろしくお願いいたします。

## 記

## 1. 実施日時

- ① 2024 年 5 月 22 日(水) 午前 11 時 00 分
- ② 2024 年 8 月 28 日(水) 午前 11 時 00 分
- ③ 2024 年 11 月 20 日(水) 午前 11 時 00 分
- ④ 2025 年 2 月 12 日(水) 午前 11 時 00 分

## 2. 実施対象

Ｊアラート受信機を運用する全ての都道府県及び市町村

## 3. 実施内容

市内に設置している防災用広報システムから、情報伝達訓練として試験放送を実施

## 4. 放送内容

- ① 開始チャイム
- ② 「これは、Ｊアラートのテストです」 × 3 回
- ③ 「こちらは、泉南市です」
- ④ 終了チャイム

## 5. 全国瞬時警報システム（Ｊアラート）とは

弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を人工衛星を用いて、国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市町村の同報系の防災行政無線を自動起動することにより、国から緊急情報を住民に瞬時に伝達するシステムです。

## 泉南市自主防災組織連絡協議会 第3回会議議事概要

令和6年1月19日 10時から11時

樽井防災コミュニティセンター1階多目的室

(欠席) 岡田区

### 1. 自己紹介、挨拶

#### ①代表者が変更された団体

●幡代区防災会の向井会長

●陸区防災会の荒子会長

#### ②泉南市

●川端行政経営部長

### 2. 役員選出 ⇒ 承認

副会長 森 聖和様 (いずみ台) が新たに就任

### 3. 各団体の自己紹介

### 4. 災害ごみ処理に係るワークショップ

大規模災害が起こった時に出てくる災害ごみの処理の仕方についてワークショップを行った。

### 5. 防災フェア

岸和田土木事務所による講演、自主防災組織の取組発表を行った。

### 6. 泉南市防災アプリのタブレット配布と説明会実施について

泉南市危機管理課で防災無線と連携した防災アプリを導入予定。アプリを利用できるタブレットを区長や自主防災会の会長、民生委員、地域包括支援センター等に貸与する。区長と自主防災会の会長にタブレットを配布し、説明会を行った。

Q. アプリはいつからダウンロードできるのか、 아이폰とアンドロイドの両方に対応しているのか。

A. アプリは令和6年の4月からダウンロードを開始する予定で、 아이폰とアンドロイドの両方に対応している。

Q. タブレットを利用している時の通信料金は誰が支払うのか。

A. タブレットの通信料は市が負担するが、スマホの通信料は利用する個人で負担していただく。

Q. 衛星回線を使うことは検討したのか。

A. 1 番信頼度がある NTT ドコモのインターネット回線を使っている。行政同士では衛星電話を使って、災害時のやり取りができるようになっている。

- Q. アプリのダウンロードの仕方が書かれた資料はあるか。
- A. アプリのダウンロード方法等が詳しく書かれた資料があるので、それを回覧できるように準備している。職員を派遣して説明を行うことも可能。
- Q. タブレットの電源はいつも入れた状態にしておくのか。
- A. 緊急情報を伝えることもあるので、常時電源を入れておくという想定で作られている。
- Q. タブレットは1地区につき1つなのか。
- A. 区長や自主防災会の会長、民生委員等に渡すので、1地区につき1つというわけではない。
- Q. 民生委員や地域包括支援センター向けの説明会はあるのか、区や防災会から民生委員や地域包括支援センターに向けて説明会の連絡をしなければいけないのか。
- A. 機会を設けて説明しようと思っている。区や防災会から連絡する必要はない。
- Q. アプリから流れてくる情報は、泉南市のLINE公式アカウントで流れてくる情報と同じだと思っているのか。
- A. アプリと泉南市のLINE公式アカウントは連携していないが、情報発信の媒体として強力なホームページとアプリとの連携はいずれできるように進めていく。今後、アプリが運用されていく上でLINEとの連携が必要であると判断されれば、連携することになると思う。
- Q. タブレットを貸与する必要性はあるのか。
- A. 情報を下ろしていく立場である区長や自主防災会の会長にタブレットを貸与することで、アプリをダウンロードしていない人にも情報が伝わっていくようにしたい。
- Q. 役職を辞した場合、タブレットは危機管理課に返却すればいいのか。
- A. タブレットは危機管理課に返却していただいて、新しく役職に就かれる方には危機管理課の方から渡すというかたちをとろうと考えている。

## 7. 情報交換等

- Q. 防災訓練を各防災会で実施するにあたり、補助金等はないのか。
- A. 防災訓練に対する補助金はない。防災訓練を実施した時に起こった事故に対する保険は入っているのですが、実施計画書を出していただければ適用できるようになっている。補助金を出すことは難しい。
- Q. 要支援者の名簿はどれぐらいの頻度で更新しているのか。
- A. 年1回のペースで更新している。
- Q. 水門は機能しているのか。
- A. 毎年、稼働訓練はしている。